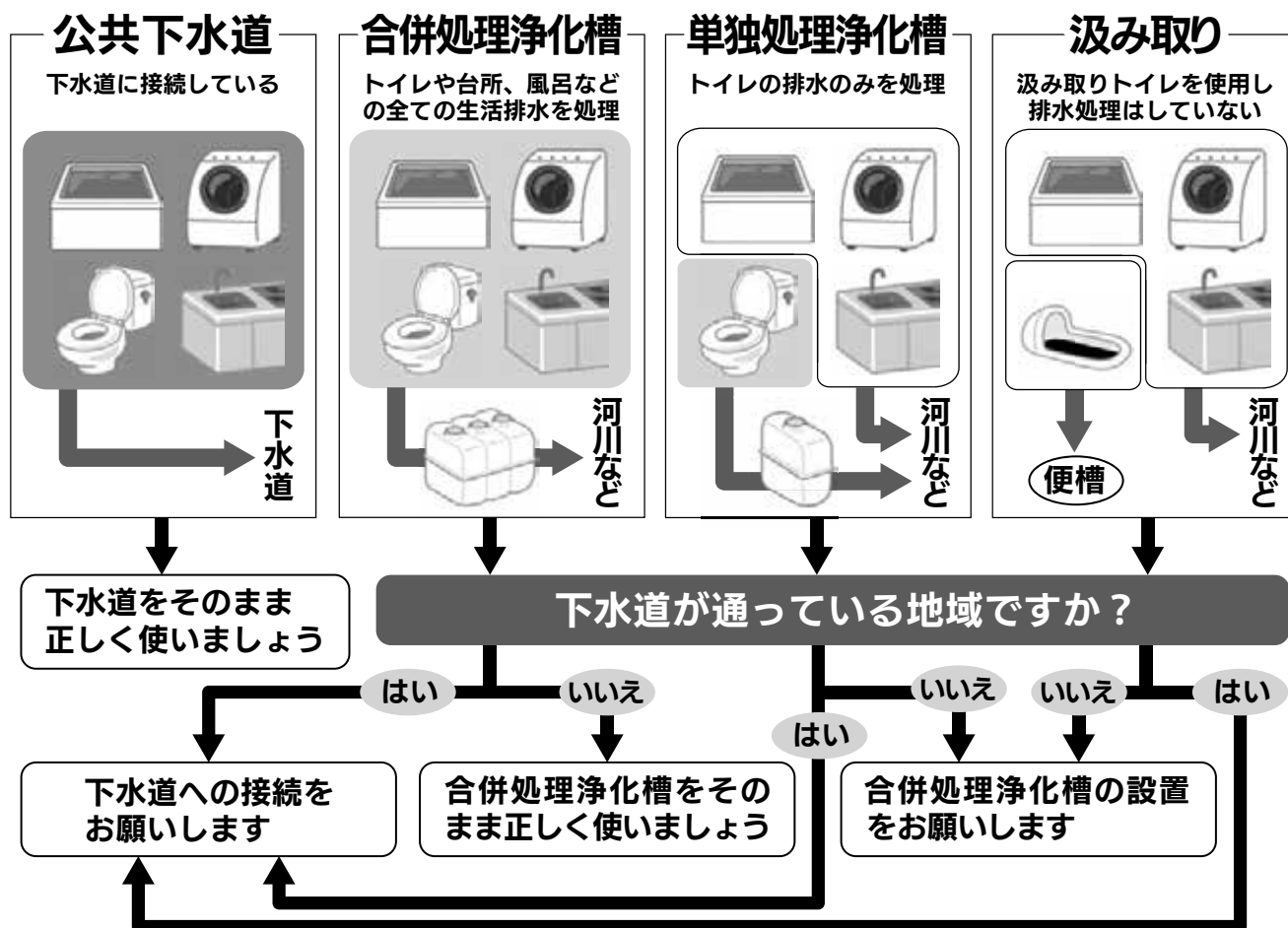


美しい水を守るために

～下水道・浄化槽を正しく使いましょう～



Q. あなたの家の生活排水処理方法はどれですか？



下水道について

ルールを守って使いましょう

- ・油(食用油・機械油)や野菜くず、ビニール製品、シンナーなどを流さない
- ・トイレでは、トイレットペーパーのみを使用する
- ・マンホールや汚水ますに雨水やごみ、土砂などを流さない
- ・汚水ますなどは、月1回程度ふたを開けて点検や掃除を行う

下水道への接続をお願いします

下水道が通っている地域(下水道処理区域内)は、下水道への接続が義務付けられています。接続は、処理開始決定の日から速やかに行ってください。

また、汲み取りトイレは3年以内に水洗トイレに改造してください。

なお、市の指定を受けた排水設備指定工事店でなければ、下水道への接続工事はできません。

公共下水道接続の融資あっせん制度

下水道処理区域内で、汲み取りトイレから水洗トイレへの改造工事や、浄化槽を廃止し下水道へ接続する工事に必要な資金の融資をあっせんしています。

制度の利用を希望する方は、工事を行う前に排水設備指定工事店へご相談ください。

■融資あっせんの対象

建築物の所有者か、所有者から工事実施の同意を得て建築物を使用している方で、市税などを滞納していない方。

■融資および償還期間

50万円まで：36カ月以内
50万円を超えて100万円まで：60カ月以内

■返済方法

元金均等月賦償還
※利子は市が負担します

浄化槽について

浄化槽の維持管理は適切に

浄化槽の維持管理には、保

表：浄化槽清掃業者一覧

業者名	電話番号	指定地域
(株)衛生管理センター	32-1060	今市、日光、足尾、栗山
(株)近代環境整備社	26-3962	今市、栗山
(有)クリーン・アップ	76-2868	今市、栗山
宇都宮文化センター(株)日光支店	53-3723	日光、足尾
(株)環境テック	93-2845	足尾
(株)栃浄鬼怒川出張所	76-8141	藤原、栗山

槽内にたまった汚泥や異物などを取り除き、機器を洗浄・清掃しましょう。作業は市内の浄化槽清掃業者(左表)に依頼してください。

■年1回は槽内清掃を

装置が適切に働き、きれいな処理水を保つため、定期的に槽内の点検や調整をしましょう。作業は県知事の登録を受けた保守点検業者に依頼してください。

■定期的に保守点検を

守点検と清掃、法定検査があり、定期的に実施することが法律で義務付けられています。

■きちんと法定検査を

浄化槽は法定検査を受けることが義務付けられています。設置後3～8カ月の間に、正しく設置されているか検査を受け、その後は年1回、県指定検査機関の水質検査を受けなければなりません。保守点検業者や清掃業者にご相談ください。

なぜ、単独処理浄化槽じゃダメなの？

単独処理浄化槽は、水洗トイレの排水しか処理していません。台所や風呂などの排水は、未処理のまま河川などに流されてしまいます。一方、「公共下水道」や「合併処理浄化槽」は水洗トイレの排水と生活排水を浄化・処理しています(合併処理浄化槽は、公共下水道とほぼ同等の処理能力を持っています)。単独処理浄化槽を使用中の方は、切り替えをお願いします。

単独処理浄化槽撤去費補助金制度

単独処理浄化槽の撤去には、補助金制度があります。

■交付の対象

次の全てを満たす方
・撤去後、下水道に接続するか、合併処理浄化槽を設置する

・単独処理浄化槽を撤去する建物、住宅や地域集会所、私立幼稚園、社会福祉事業を行う施設である

・単独処理浄化槽撤去に関わる工事の着手前である

・市税などの滞納がない
・その他、日光市単独処理浄化槽撤去費補助金交付要綱の規定に該当する

■補助金額

単独処理浄化槽の撤去に要する額(限度額9万円)

合併処理浄化槽設置の補助・融資あっせん制度

合併処理浄化槽の設置者に対し、補助金を交付しています。さらに、工事費から補助金を除いた、工事に必要な資金の融資をあっせんしています。

ただし、交付できる予算枠があり、申込多数の場合、希望に沿えないことがあります。必ず工事の着手前に下水道課

に確認の上、申請してください。

■対象区域

・公共下水道の事業計画に定められていない区域
・文化財保護法の規定のため下水道の整備が困難な地域

■補助および融資あっせんの対象

・単独処理浄化槽からの入れ替え
・汲み取りトイレからの改造
・建物の新築に伴う浄化槽新設など
※建物の新築に伴う浄化槽の新設の場合、対象は補助のみで、融資あっせんは対象外です

■交付の対象

次の全てを満たす方
・浄化槽を設置する建物が住宅(延べ床面積の2分の1以上を家族の居住の用に供する建物)や自治会などの集会所、私立幼稚園、社会福祉事業を行う施設である
・浄化槽から出る放流水を河川や湖沼、側溝へ流せる
※敷地内処理でも、一定の要件を満たすものは該当します

・市内に在住、または浄化槽設置後1年以内に転入予定

・市税などの滞納がない

・日光市浄化槽設置費補助金交付要綱の規定に該当する

・日光市合併処理浄化槽転換工事資金融資あっせん要綱の規定に該当する(融資あっせんを受ける場合)

■浄化槽の規模と補助金額

5人槽：

33万2,000円

6・7人槽：

41万4,000円

8～50人槽：

54万8,000円

■融資額および償還期間

50万円まで：36カ月以内
50万円を超えて100万円まで：60カ月以内

■返済方法

元金均等月賦償還
※利子は市が負担します

くわしくは

下水道課

下水道管理係

☎0288(2)5150

